

現代日本の代替養育における〈家庭的〉概念の意味とその論理

○京都大学大学院 野崎祐人（会員番号 009756）

キーワード：代替養育、〈家庭的〉、意味づけの多様性

研究目的

現在、日本には様々な事情から親が育てることができなかつたり、親によって育てられることが適切でないと判断された子どもが約 4 万 5 千人存在する（厚生労働省 2019）。そうした子どもを公的に養育する代替養育¹のあり方が〈家庭的〉²であるべきだとする考え方が、その政策をめぐる議論において近年より強調されるようになってきている。

2016 年 5 月 27 日、「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、児童福祉法が大幅に改正された。その第三条の二において、子どもの養育は家庭で行われるべきであり、それがかなわない場合の養育環境をできる限り〈家庭的〉にすべきだという原則が明記された³。これを受けて、「社会的養護の課題と将来像」（2011 年 7 月）を根本から見直すことを目的に 2016 年 7 月 29 日から 2017 年 8 月 2 日にかけて新たな社会的養育の在り方に関する検討会が開催された。検討会では児童福祉法第三条の二の中の「家庭における養育環境と同様の養育環境」や「できる限り良好な家庭的環境」といった文言の解釈が主要な論点の一つとなり、検討会を通して取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、より〈家庭的〉であるとされる里親やファミリーホームといった形態での代替養育を促進するために、具体的な数値目標が提示された。代替養育のあり方が〈家庭的〉であるべきだとする言説は最近になって登場したものではなく、敗戦直後に子どもを公的に保護する仕組みが整備されたころから繰り返し現れてきたものだったが⁴、近年よりその重要性が強調されるようになってきているといえよう。

このように代替養育のあり方を〈家庭的〉にすべきであるとする考え方はしかし、それほど自明で妥当なものなのだろうか。1980 年代以降の日本の家族社会学領域において展開した近代家族論の知見によれば、そもそもこの〈家庭的〉という言葉に含まれている「家庭」という観念自体が近代以降の構築物に過ぎず、その意味は多義的であり時代や地域によって異なる⁵。加えて近年は、家庭のみで養育責任を背負うことの限界が顕在化したこともあり、家庭が養育の唯一の場としてみなされなくなって子育てを社会化していくことの必要性が提起されるようになり、子育てなどをする場としての「家庭」というモデルは必ずしも自明視されなくなってきている（藤間 2017 など）。

こうした背景から、代替養育における〈家庭的〉概念の曖昧さや多義性を疑問視する声もある⁶。しかし、〈家庭的〉概念の意味やそれを支える論理が具体的にどのような多様であるのか、またそれが語られる場面や語る人の立場（政策決定に携わる

¹ 2016 年から 2017 年にかけて行われた新たな社会的養育の在り方に関する検討会では、従来曖昧に用いられてきた「社会的養護」「代替養育」といった用語の定義が明確にされた。その結果、「サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017）し、「社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ」（同上）こととなった。本稿の対象は、実の親と分離状態にある子どもに対する公的な保護形態であるため、以後「新しい社会的養育ビジョン」における定義にならってそうした形態を「代替養育」と呼ぶ。

² 本稿では「家庭的」という概念を、その意味内容が記述される被説明項として主題化する。そのことを示すために一貫して山括弧をつけて〈家庭的〉と表記する。

³ 改正児童福祉法第三条の二では「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」とされている。

⁴ 1945 年 9 月に厚生省によって出された「戦災孤児等保護対策要綱」には「家庭的養育ノ裡ニ育成」という記述がある。また、政府によって公的に子どもを保護する仕組みが整備される前、慈善家による私的な救済が中心であった明治初期においても、イギリスのバーナードホームにならって小規模な養育形態、里親委託を目指した石井十次や、「家庭にして学校、学校にして家庭たるべき処遇」（留岡 1901:61）を実践する北海道家庭学校を創設した留岡幸助などによって〈家庭的〉という言葉が使われ〈家庭的〉な養育が目指されていたことは注目すべきことである。

⁵ それまで自明とされていた家族の理念型を相対化する近代家族論は、日本では落合恵美子(1985)を契機に隆盛した。その中で「家庭」概念を主題とした沢山美果子(1987)、牟田和恵(1996)、小山静子(1999)らの研究により、family の翻訳語として「家庭」という言葉が頻繁に使用され始めるのは 1887 年ごろであることが明らかにされている。

⁶ 2011 年児童養護施設等の社会的養護の在り方に関する検討委員会における木ノ内委員の「ざっと読んでの考え方ですが、施設の小規模化を『家庭的ケア』と呼んでいます、果たして家庭的ケアあるいは家庭的養護という安易な言葉の使い方をもう少し定義化する必要があるのではないかと思います。」という発言など。

人なのか、養育者なのか)によってどのように異なるのかを詳細に記述した研究は管見の限り見当たらない⁷。本報告は、近年の政策資料と養育者への聞き取り調査で得られた語りのデータをもとに、現代の代替養育における〈家庭的〉概念の意味とそれを支える論理を整理するとともに、それが語られる場面や語り手の立場の違いによってどのように異なっているのかを検討することを目的とする。これを通して、今後の代替養育政策の方向性や養育実践のあり方をめぐる議論に示唆を与えることができるだろう。

研究の視点および方法

政策において用いられる〈家庭的〉概念の意味とその論理を整理するために、2000年以降の代替養育に関する主要な政策文書と審議会・検討会の議事録を用いた。これらをもとに、代替養育の政策において〈家庭的〉概念はどういったレトリックの動員によって、どういった意味と結びつけられているかを整理していく。具体的に検討される資料を以下に示した。

2003年～2004年に行われた社会保障審議会児童部会社会的養護のあり方に関する専門委員会(第1回～第9回)の議事録とその報告書、2007年に行われた社会保障審議会今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会(第1回～第9回)議事録とそのとりまとめ、2007年から現在まで続く社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(第1回～第25回、第20回から「社会的養育専門委員会」に名称変更)議事録とその中でとりまとめられた2011年「社会的養護の課題と将来像」2012年「社会的養護施設運営指針及び里親ファミリーホーム養育指針について」2012年「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」、2015年～2016年の新たな子ども家庭福祉のあり方に関する検討委員会の議事録、新たな児童虐待防止システム構築検討ワーキンググループの議事録、新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループの議事録とその報告書、2016年～2017年新たな社会的養育の在り方に関する検討会の議事録(第1回～16回)とそこでとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」

また、養育者によって〈家庭的〉概念がいかんにか観念されているかを整理するために、報告者が2019年6月～11月にかけて里親、社会的養護施設職員といった養育者を対象にして行った聞き取り調査で得られた語りのデータを用いた。調査対象者は関西圏で代替養育の実践に携わる養育者であり、いずれもスノーボールサンプリングによってつながったものである。詳細なプロフィールを以下に示した。

施設養護	児童養護施設	Aさん	大舎制の児童養護施設の本体施設に4年間勤務 →本体施設に隣接した地域小規模児童養護施設に4年間勤務
		Bさん	中舎制の児童養護施設の本体施設4年間勤務 →本体施設に隣接した地域小規模児童養護施設に住み込み勤務7年目
		Cさん	定員40人の児童養護施設に4年間勤務→定員120人の児童養護施設に12年勤務
		Dさん	児童自立支援施設で2年間非常勤→大舎制の児童養護施設の本体施設に3年間勤務→本体施設に隣接した地域小規模児童養護施設で5年間勤務→本体施設に戻り2年目
		Eさん	大舎制の児童養護施設の本体施設5年→本体施設から離れた地域小規模児童養護施設2年
	乳児院	Fさん	乳児院5年間→児童養護施設2年間→乳児院8年間
		Gさん	乳児院12年目
	児童自立支援施設	Hさん	児童養護施設3年間→小舎夫婦制の児童自立支援施設21年目
		Iさん	小舎夫婦制の児童自立支援施設14年(間に養護施設3か月)
	児童心理治療施設	Jさん	児童心理治療施設10年目
Kさん		児童心理治療施設13年目	
家庭養護	ファミリーホーム	Lさん	養育里親13年間→ファミリーホーム7年間
		Mさん	乳児院3年間→児童養護施設2年3か月間→養育里親4年間→ファミリーホーム6年間
	養育里親	Nさん	養育里親10年間
		Oさん	

⁷ もっとも代替養育の歴史研究の中には、戦後期に焦点を当て「近代期以降の生成物であるとされる、『家庭』という言葉に代表される家族規範や育児規範の形成は、この孤児や捨児といった児童が生み出されることに対する逸脱規範の形成にいかなるかたちで寄与してきた歴史があるのか」(土屋 2014:3)を記述した土屋敦(2014)など、代替養育に現れる〈家庭〉概念の文脈依存的な多様性や変容を主題とした研究も存在する。また近年の代替養育を対象とした類似の研究としては、政策における家族像、家庭化言説をまとめたものとして藤間公太(2013)、里親のみに対象を絞ったものとして安藤藍(2017a)などが挙げられるが、いずれも養育者による意味づけまでは記述されていない。

専門里親	Pさん Qさん	養育里親6年間→専門里親20年間
養子縁組里親	Rさん	養子縁組里親半年で養子縁組成立

聞き取り調査では、代替養育において〈家庭的〉とはどういうことかに関する考えを自由に語ってもらおうという形式の半構造化面接が行われた。まず最初の約10分間を使い、代替養育に携わることになったきっかけ、どんな形態の代替養育に何年携わってきたのかなど、基本的な経緯を聞き取った。その後、「代替養育において〈家庭的〉とはどういう意味だと思われますか」と質問して考えを自由に述べてもらった。ここで語られた内容に関してさらに突っ込んだ質問をすることで、最初に提示された〈家庭的〉概念の意味内容を相互行為の中で深めることにまずは集中した。そのやりとりが一段落すると、「里親養育 or 施設養護（調査対象者が携わっている代替養育の形態）において、〈家庭的〉とはどういう意味だと思われますか」といった、個々の形態に限定したときの〈家庭的〉概念の意味や、形態間の差異を説明するときの〈家庭的〉概念の意味に関する質問をして、同じように考えを自由に語ってもらった。話題が近くなれば、行政の方針に関する意見を述べてもらうこともあった。聞き取り調査にかかった時間は40分～100分であった。

得られた語りのデータをもとに、養育者の語りの中で〈家庭的〉概念はどういったレトリックの動員によって、どのように意味づけられるのかを整理していく。

倫理的配慮

本報告のうち聞き取り調査に基づいた部分は人を対象とした研究であるため、調査や調査結果の公表にあたっては、所属する京都大学の「研究活動指針等」や、日本社会福祉学会の定める「日本社会福祉学会 研究倫理規程」を遵守している。面接調査にあたっては対象者に調査目的と内容を事前に伝え、プライバシー保護のための説明をし、同意を得た。面接調査での会話はすべて対象者の許可を得たうえでICレコーダーを用いて録音されており、その録音を書き起こしたものが分析対象となっている。語りのデータを用いる際には、個人情報保護の観点から人名や施設名といった固有名詞はすべて匿名化されている。また、聞き取り調査終了後、対象者に調査でのやりとりを文字起こしたものに目を通してもらい、引用の許可を再度得ていることを付記しておく。

研究結果

I 政策における〈家庭的〉概念

ここでは、2000年以降の政策文書を用いて、近年の代替養育政策において〈家庭的〉概念はどのような意味で使われているのか、またそれを支える論理はどういったものなのかを整理していく。

1. 〈家庭的〉の中心的な意味

政策文書・議事録から、〈家庭的〉に結びつけられる概念として①小規模性②継続性③個別性④愛着関係⑤地域性を見出すことができた。これらの概念は、どういったレトリックの動員により〈家庭的〉に結びつけられていくのだろうか。

① 小規模性

〈家庭的〉の意味として最もよく用いられるものは養育形態、養育環境に関して「小規模であること」であり、「小規模なケア」は〈家庭的〉なケアとほとんど互換的に用いられている。〈家庭的〉という言葉が「な形態」「な設備」「ユニット」といった言葉とよく結びついていることからもうかがえるように、代替養育の政策における〈家庭的〉とはまず第一に養育環境において子どもの人数が少なく、建物の規模が小さくて一般的な家庭のそれに近いという性質を表してきた。

ここで、〈家庭的〉であることと「人数が少ないこと、小規模であること」を結びつけているのは、一般家庭の平均的な人数、大きさに関する言説である。

そうなのです。本当はできる限り家庭に近いとなったら、今、6人の子どもがいる家庭はほとんどないのですけれども、今までのことを考えると6人ぐらいなのかなとは思いますが、いかがでしょうか。（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・奥山座長）

ただ実際のところ、2000年以降の議論の中で、このように一般家庭の大きさに関する言説はほとんど見られない。「家庭的養護の拡充、あるいは施設の小規模化」（2007年 第1回今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会・藤井家庭福祉課長）というように、ほぼ〈家庭的〉であることの言い換えとして用いられる「小規模である」ことであるが、その結びつきをわざわざ根拠づけようとする言説はなかなか見当たらなかった。〈家庭的〉＝小規模であることが望ましい、ということ批判する意見は稀に見られても、その結びつき自体を疑うような意見は存在しないほど、〈家庭的〉であることと「小規模である」ことは、代替養育政策において自明のこのように結びついていた。

② 継続性

〈家庭的〉の意味として近年より強調されてきたものに、「養育者が一貫しており、変わらないこと」が挙げられる。〈家庭的〉と「養育者の継続性・一貫性」は、以下のように「養育者が変わらない」という家庭の姿が参照されながら意味づけられる。

数年で養育者が変わる家庭はあり得ないわけですから、なぜバーンアウトするかなどというところから、どういう施策を打っていくかという視点もぜひ取り入れていただければと思います。（2010年第10回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会・高田委員）

③ 個別性

〈家庭的〉と結びつけられるものとして、他に「一人一人に個別なケアが可能になること」が挙げられる。

個別化ということをごだけ担保できるかということになると、先ほど良好な家庭的環境というものが24時間、子どもたちと一緒に暮らす人が存在するという意味をどこまで担保するか。

（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・加賀美構成員）

④ 愛着関係

さらに、〈家庭的〉であることと結びつけられるのは「養育者との愛着関係（アタッチメント）の形成が可能であること」であり、これは発達心理学の専門家言説がたびたび引用されながら結びつけられる。

人と人との関係性の基礎となるアタッチメント形成がなされ、脳の基盤となるアタッチメント形成がなされ、脳の基盤ができる乳幼児期の養育は極めて重要である。（2006年 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告）

それから、愛着障害ということではありますと、要は里親にはそれまでそういった知識はなかった。そういった愛着上の問題があって、この子どもは育てにくいのだということについての判断というのは、本当に近年、この2、3年ぐらいでしかないと思うのです。（2007年 第3回今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会・木ノ内理事）

⑤ 地域性

〈家庭的〉は、「地域の中にあり、近所との交流がある」という意味とも結びつく。

小規模化の意義と課題というのが13ページに書いてありまして、これは一个一个、確かに小規模化の意義と課題なのですけれども、この5番目に「近所とのコミュニケーションのとり方を自然に学べる」というのが小規模化の意義と課題となっています。要するに、地域の中に分散している、点在しているということが、やはり小規模化としてとても意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」ではないかと私は思っております。（2016年新たな社会的養育の在り方に関する検討会・藤林構成員）

地域の中に分散している、点在しているということが「本来の」良好な〈家庭的〉環境であり、そうでなければ〈家庭的〉と「言えるのだろうか」と疑問を呈した藤林構成員の発言は、〈家庭的〉であることの要件として、「地域に出ており、近所との交流がある」という意味での「地域性」が不可欠だと想定されていることをうかがわせる。

2. 〈家庭的〉と「専門性」との葛藤

代替養育をめぐる政策文書を見渡してみると、「専門的」であることが〈家庭的〉であることと対比されて捉えられていることがわかる。例えば2007年にとりまとめられた「今後目指すべき社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」では「社会的養護」の二つの機能として「<1>子どもの育ちを保障するための養育機能<2>適切な養育が提供されなかったこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等の機能」（厚生労働省2007）が挙げられたうえで、前者では〈家庭的〉な養育環境の中身について、後者では「専門的」なケアの中身について書かれているように、政策文書上からこの二つの概念の対立が読み取れる。

代替養育制度をめぐる議論の文脈において、〈家庭的〉と対比されて用いられるときの「専門的」という言葉は、上記のとおりまとめにおいて

社会的養護については、家庭的な環境で養育するのはもちろんのこと、近年増加している虐待（身体的虐待だけでなくネグレクトや性的虐待も含む）等による心理的・情緒的・行動的課題のある子どもに対する支援、疾患や障害のある子どもへの支援等の一定の専門性を必要とする支援が強く求められており、その対応すべき課題は多様化・複雑化していると言することができる。（厚生労働省2007）

とあるように、虐待によって傷ついた子どもの心を癒すなど、代替養育のもとにある子どもの特性に対処することやそれを行う能力のことを意味している。

しかし審議会や検討会において観察されるのは、ここで「専門的」の意味とされている「子どもの心を癒す」といったことが〈家庭的〉であることに簡単に対置されるのではなく、それを〈家庭的〉との関係の中でどう位置づけるかに関して葛藤が起こる様子である。2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会で、「新たな社会的養育ビジョン」の中の〈家庭的〉な養育環境の機能として「病んだ時の癒しの場」「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」といった文言を入れるか否かについての議論がなされた際に、その葛藤が見られた。

まず、〈家庭的〉であることと「子どもの心を癒す・治療する」という意味での「専門的」であることを対置する言説として、以下のようなものが現れる。

やはり社会的養護の子どもたちは家族関係においていろいろな、さまざまな発達課題を抱えて社会的養護につながるので、そこをきちっと意図的に修復していくことが社会的養護として必要なのではないかという意図です。（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・塩田構成員）

「さまざまな発達課題を抱えて社会的養護につながった子どもたちへの「意図的」なケアが「社会的養護として」求められるとした塩田構成員の意見は、「一般の家庭の機能」と「プラス社会的養護の場としての養育という特性」（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・山縣構成員）を区別したうえで、代替養育の機能・要件を整理していく、という議論の文脈を踏まえている。そのうえで、「子どもの心を癒す」機能は〈家庭的〉では補いきれない、特定の・専門的なものとして位置づけられていることがわかる。

その一方で、〈家庭的〉の中に「子どもの心を癒す」機能が含まれているとする言説が見られる。

そうなのですけれども、家族機能というものをいろいろ読んでみると、病気のとくに守られるとかということは非常に重要な機能になっているところもあったので、そこは入れておいたほうがいいのかなと思いました。（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・奥山座長）

基本的に、やはり家族の中には治療的機能はあるので、そういうものは入れておいても私はいいかなと思いますし、あと、慰安的機能というところがきちっと読めるのか。あと、問題解決機能みたいなものについてはどこかに入れておいたほうがいいのかなと思いました。（2016年第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・相澤委員）

こうした発言は、「治療的機能」「慰安的機能」といったものが「家族のなかにある」ことを根拠に、そうした機能を〈家庭的〉であることに含めようとするものである。このように、「子どもの心を癒す、治療する」という意味での専門性は常に対

置されるのではなく、〈家庭的〉と結びつけられることもあれば切り離されることもある微妙な位置をとっていた。

3. 〈家庭的〉の定義の困難性

最後に〈家庭的〉をめぐる議論のより近年的な傾向を指摘しておきたい。それは、〈家庭的〉を意味づけるにあたってむしろその困難性を指摘する言説が参照され、〈家庭的〉を意味づけることが困難となる状況である。2016年から2017年にかけて行われた「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、2016年の改正によって児童福祉法に〈家庭的〉という文言が明記されたのち、その定義を明確にすることを目的の一つとして開催されたものであったが、〈家庭的〉の機能に関する試案を前にして現れたのは、家族の多様性や変容に言及しその定義の困難性を指摘する言説であった。

特に、家庭のあり方というのが多様化する中で、ごく当たり前の生活というものがこの里親・ファミリーホーム養育指針の中でも頻繁に使われているわけですが、何をもって当たり前の生活として捉えるのかというのは、ある程度養育観とか家族観の違いというところで認めていかざるを得ない面もあるのではないかと。(2016年第4回新たな社会的養育の在り方に関する検討会・林構成員)

基本的に私自身としては、先ほど松本座長代理の言われたこととも関連してくるのですが、家族社会学で言われている、確かに機能論というものを踏まえて考える必要もあるかもしれないです。ただ、やはりそこを脱却して、今、機能論に対するアンチテーゼみたいなものが出てきているわけで、先ほど言われたあるべき家族論で、それを家族というものだけに限定せず、地域との関係とか、その他の機能を使いつつ回復していくとか、そういう考え方でもって考えるならば、要件というところに絞って、そこを深めていく。(2016年新たな社会的養育の在り方に関する検討会・林構成員)

このように、家庭の多様性に関する言説や家庭を一義的に定義することの困難性に関する言説が多く見られたのは、過去の委員会や検討会にはあまり見られない、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」特有の現象であった。〈家庭的〉を定義する必要性に迫られたときに逆に顕在化したのは、それが困難である状況だったのである。

II 養育者にとっての〈家庭的〉概念

1. 〈家庭的〉の主要な意味づけのパターン

18人の養育者の語りにおける〈家庭的〉の意味づけの内容を見ていくと、中心的に語られるものとして①「生活のあり方」に関する意味②「子どもをめぐる関係性」に関する意味が抽出できた。ここから、それぞれの場合にどのようなレトリックが動員されるのか、そのとき使用される特徴的な語彙は何であるかを記述していく。

① 「生活のあり方」に関する意味

代替養育に施設職員として関わる人のほとんどが〈家庭的〉の意味として第一に挙げたのは「生活」をなるべく家庭で行われるそれに近づけること、というものであった。〈家庭的〉な生活の中身として語られた内容は、「個々の生活場面が家庭で行われるものに近いこと」「日課やルールがあまりないこと」の二つに大別された。以下でみていくように、前者の意味は一般家庭の具体的な生活場面の参照を伴いながら、後者の意味は家庭と施設の対比の中で意味づけられていった。

個々の生活場面が家庭で行われるものに近いこと

〈家庭的〉を意味づけるにあたって生活のあり方が言及されたときは、多くの場合それに続いて生活の具体的な場面が参照され、その具体的な意味づけがなされていった。

そうですね、私も今具体的に考えているのは「衣食住」なんですけれども、やっぱり家庭で生活する上で大事な柱というか、…が衣食住だと思うので、まあ着るものだったりとか、本当に細かいことをいうと、片付け方とか洗濯の仕方とかすごくいっぱいあると思うんですけど、そういうのってやっぱり家庭でやってきた経験が卒業したあとのその子の生きていく力になると思うので。(児童養護施設職員Aさん)

こうした意味づけの周辺に頻繁に見られたのは「衣食住」という生活のあり方に関するキーワードであった。中でも、「ご

飯一緒に食べるのとかお風呂一緒に入るとか」（乳児院職員Fさん）「食器のにおいとか切る音」（児童養護施設職員Dさん）
「家庭的ってばって思い浮かぶんが家族4人で飯食ってるとこ、電気ついて飯食ってるところみたいなイメージ」（児童養護施設職員Eさん）、「ごはんを作っている様子だったりにおいを五感で感じられるか」（乳児院職員Gさん）といったように、「食」に関する具体的なイメージが頻りに参照された。

日課やルールがあまりないこと

生活の具体的場面を参照しながら〈家庭的〉な生活を意味づけていくのとはまた違った仕方です。〈家庭的〉な生活のあり方として言及されたのが、「日課やルールがあまりないこと」であった。

まあ家庭とかって、どういうものが家庭に近い、まあまずは近めない、近くにしないといけないので、最初はまずはその日課の取っ払ってことですね、日課ってのはルーティンっていうのがあるわけですけど、でも施設の中には勝手なルーティンってのがあるわけですよ。（児童養護施設職員Dさん）

みんな家庭もってたり自分の家族持ってるって考えたときに、こんなルールがあつてね、日課がばちっと決められているような生活はしてきてなかったと思うので、しんどいなってきくと、この生活自分がするのはしんどいなってきくと思うと思うんです。（児童心理治療施設職員Jさん）

こうした意味づけがなされたのは、Dさんが「施設中」のあり方と「普通の家」のあり方を対比し、前者では「勝手なルーティン」があるのに対し、後者では「みんなの生活に合わせたライフスタイルを、柔軟に考えていく」と語っているように、多くの場合、施設養護と家庭養護の対比、あるいは施設養護と一般家庭の対比という文脈においてであった。

② 「子どもと養育者の関係性」に関する意味

〈家庭的〉の中心的な意味づけのパターンの中の2つ目は、「子どもと養育者の関係性」に関するものであった。これは、「特定の大人との（継続的な）愛着関係が形成されること」という、子どもと養育者の1対1の関係性に焦点を合わせたものと、「子どもと子どもをめぐる関係性が家庭のそれに似ていること」という、（子どもと養育者という関係性だけでなく、それを含む）子どもと周りの人びととの関係性全体に焦点を合わせたものに大別された。

特定の大人との（継続的な）愛着関係が形成されること

代替養育に里親やファミリーホームといった家庭養護の形で関わる人びとのほとんどが〈家庭的〉の意味として第一に挙げたのは、「特定の大人との（継続的な）愛着関係が形成されること」というものであった。筆者の「社会的養護において〈家庭的〉とはどういう意味だと思われますか」という質問に対して、「愛着」という言葉を用いて、子どもと養育者である自分自身との関係性に関する説明を開始したのが、専門里親のPさんと養子縁組里親のRさんだった。

やっぱり特定のひととの関係づくりが子どもにとっても大切なので、それが子どもにとっても、やっぱり愛着、でやっぱり子どもたちのなかで、特定のひとがいるということが安心につながるやろうし、信頼感、信頼につながるし、なんかこう、まあそうやねえそこでの関係性ができたら自己肯定感も高まってくるかな、という。うーん。そういうところへんが、やっぱり家庭が大切だ、ってところなので。（専門里親Pさん）

硬い言葉でいうと、愛着形成が必要な時期に、本当に愛着を教える、絶対的安心感を、子どもに与えられる環境にあるかが大きな差だと思う。これがすべてだと思う。つまり、泣いてもいいよ、笑っていいよ、甘えていいよというのが、24時間できるかどうか、これが絶対的な条件であると僕は思っていて、それは施設とかではできないのね、残念ながら、できない。だからもう端的に言うと、愛着形成ができる環境が家庭であると思ってるから、これひとつです。（養子縁組里親Rさん）

この後も、PさんとRさんは「愛着」という言葉を繰り返し使って、子どもと養育者との関係性を表現した。このとき、Pさんが「24時間できるかどうか、これが絶対的条件」と述べているように、「継続性」という要素が付与されることが多かった。そして、養育里親のPさんが子どもと養育者との間の「愛着」の形成の大切さを強調するときに

やっぱり子どもは家庭で育つことがいいっていう、まあ脳科学者とか、それは特定の人とのかかわりの中で愛着形成ができるとか、健全に発達が順調にいくとかね、そういう科学的な裏付けがあって、でそれを、あの先生たちもやっぱりエビデンスを重ねていって、積み重ねて、で見解発表しはるわけやろうから、なんかそこが一番大事なところですよ。(専門里親Pさん)

と、「脳科学者とか」の「科学的な裏付け」を参照したように、養育者たちの語りの中では唯一、心理学などの専門的言説の参照を伴いながら〈家庭的〉に結びつけられる意味でもあった。

子どもをめぐる人びととの関係性が家庭のそれに似ていること

「子どもをめぐる関係性」に関するもう一つの意味づけの方法は、子どもと養育者との1対1の関係性ではなく、子どもと子どもをめぐる(他の子どもを含めた)複数の人間との関係性全体に関して〈家庭的〉であることを、家族の成員のメタファーを使いながら説明しようとするものであった。

長いスパンでみたときに、やっぱり長期入所で色んな年齢層ですけど、お互いが影響しあいながら、成長していくというのが一般的なお家のイメージかなと思うので。一般家庭だと、男の子女の子関係なく、男女混合で生活しているのが当たり前だと思うので、まあそういう中で学んでいくものもあると思う。やっぱり施設でも、男女混合でいろんな年齢層の子が生活しているっていうのが、一番家庭的かな、とは思うんですけど。(児童養護施設職員Aさん)

俺が例えば、子どもをしかる、注意するってことがあったら、うちの保母が、いやなんで怒られてるかわかるかみたいな感じで、いや別に先生も、寮長も嫌われようと思っていうてるんじゃないねんで、こういう意図があるから注意されるねんで、っていうことをフォローできるというか、父性役と母性役がはっきりできる。まあ男の人が父性役を買って出てもいいねんけど。(児童自立支援施設職員Hさん)

Aさんは、勤務している施設の子どもたちは男女別々に生活していることに触れたうえで、「男の子女の子関係なく、男女混合で生活している」という「一般家庭」のあり方を参照している。小舎夫婦制の児童自立支援施設で勤務するHさんは、自らと保母の子どもたちへの関わり方を「父性役と母性役」という言葉で説明している。このように、家族の成員メタファーを用いて子どもへの関わり方や子どもをめぐる関係性のあり方を説明する、という語り方が、代替養育の養育者たちが〈家庭的〉概念を意味づけるときの主要な方法のうちの一つであった。

ここで養育者たちの語りをながめたときに気づくのは、施設養護(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)の形で代替養育に関わる人びとと家庭養護(里親、ファミリーホーム)の形で代替養育に関わる人びととの間で、〈家庭的〉の意味づけの傾向に差異があることである。施設養護の実践に携わる人びとのほとんどは〈家庭的〉の意味として「生活」のあり方に関するものを第一に挙げたのに対し、家庭養護に携わる人びとは「子どもと養育者の関係性」に関する意味、その中でも「特定の大人と愛着関係が形成されること」という意味を第一に挙げ、それに関する家族の言説を参照していった。このように、〈家庭的〉概念にまず第一に結びつける意味という点において、施設養護—家庭養護間で明確な差異が見られたのである。

2. 〈家庭的〉と「専門的」の葛藤

政策レベルの分析では、議論の中で〈家庭的〉と「専門的」の関係をめぐる葛藤が生じている様子が見出されたが、養育者が〈家庭的〉を意味づけていく際にも、同様の葛藤が見られた。

心理的・精神的問題を抱えた子どもたちに対する治療的なケアを専門とする児童心理治療施設の職員のKさんは「家庭的ってイメージの中に治療って入らないかなあ…」とし、その理由について以下のように語る。

おうちとかイメージしたときに、そういう治療があるかっていったら、私はないと思うんですけど、あったらダメと思うんですけどね。なのでどこまでを一般的な家庭というか家庭的と考えてるかの違いであって、難しいことだなと。(児童心理治療施設職員Kさん)

この発言は、Kさんが語りの中で常に〈家庭的〉であることと児童心理治療施設における「治療」を対置していることに注目した筆者が、〈家庭的〉であることの中に「治療など専門的なケアをすること」を含めた調査対象者もいたことに言及したことを受けている。

これに対して、被虐待経験や非行経験のある子どもを特に養育の対象としている児童自立支援施設職員のIさんは、そうした子どもに対するケアに関して、「家庭的でない」と困難だと思いき、その理由について以下のように語る。

おそらくどの家も医療的に関わってるんだと思います。親御さんは子どもに対して。それは意識無意識あると思うんですけど、関係なく、子どもがショックで元気なくなったときは多分声をかけてるし、話を聞いて言語化を促して、感情表現させてそれを温かく受け止めて、でだめなことはだめだと話していくと。医療もそれを目指して、そこにたどり着くようにやってみようと思うんですよ。(児童自立支援施設職員Iさん)

と、「医療的」な関わりと「どの家」でも行われる関わりを類似のものとしてとらえて、「健康的なご家族、おうちであればそういう機能を有している」と、〈家庭的〉であることと「医療的」な関わりを結びつけている。これはKさんとは真逆ともとれる語りである。

このように養育者の語りの中でも、〈家庭的〉であることと「医療的・治療的」「専門的」なケアとは、結びついたり対置されたりするという様相があった。

3. 〈家庭的〉の多様性と定義の困難性

報告者との面接調査で〈家庭的〉を意味づけることを求められる中で養育者たちが度々言及したのが、「家庭」それ自体が変容してきていたり多様であるために、〈家庭的〉の意味を一義的に決めることが困難である、ということであった。

「家庭的」なんで「家庭」ではないんですけど、でもより、日本の文化というか社会の中で、「家庭」っていうイメージに近い形の施設、っていうふうには思っていて、一般家庭でもいろんな形が今あると思いますし、家庭の、一般家庭の形もどんどん変わってきていると思うんです。まあ昔はおじいちゃんおばあちゃんがいたりとか、三世帯、三世代？で住まいがあったりとかっていうのがどんどん核家族化というか家庭も小さくなって行って、っていうそういう変化もあると思うんですけど、その中で一般的な家庭像に近いのが家庭的養育かな、と思います。なんか本当に、職員の育ってきた環境もみんなそれぞれ違うので、本当に一人一人「家庭的ってどんなん」っていうイメージって、すごくいっぱいあって、まあその中から、今一緒に生活している子どもたちにとって何がベストな「家庭的」か、というのを、日々考えながらやっている、っていうところではありますね。(児童養護施設職員Aさん)

このAさんの語りのように、〈家庭的〉を定義することの困難性の指摘は、現代の家庭とかつての家庭の比較の中でなされることがほとんどであった。

考察

ここまで、2000年以降の代替養育に関する政策文書と議事録、里親や施設職員といった養育者の語りのデータを素材に、現代の代替養育における〈家庭的〉概念の意味づけとその論理の諸相を記述してきた。これをもとに現代の代替養育において〈家庭的〉概念はどのように意味づけられていてそれを支える論理はどのようなものなのか、そしてそれが語られる場面や語り手の立場の違いによってどのような差異があるのか、を整理すると、現代の代替養育における〈家庭的〉概念の特徴として以下3点が指摘できる。

第一に、〈家庭的〉は常に同じ意味を持たせられるのではなく、その意味づけはそれが語られる場面や語り手の立場の違いによって多様であった。政策をめぐる議論においては〈家庭的〉であることはもっぱら「小規模性」と結びつけられていたのに対し、養育者の語りの中で〈家庭的〉が「小規模、少人数であること」と結びつけられることは稀であり、養育空間の規模や養育する子どもの人数などその形態的ありようによって〈家庭的〉であることを意味づけるという方法は、養育者たちの語りの中で中心的な位置を占めることはなかった。また養育者の中でも、「施設養護」に携わる人びとは、多くの場合〈家庭的〉であることを第一に「生活」のあり方に関する意味に結びつけていったのに対し、「家庭養護」に携わる人びとは多くの場合〈家庭的〉であることを第一に「子どもと特定の養育者との間に愛着関係が形成されること」という意味と結びつけていった。

このように、代替養育の規範的ありようを示す言葉として以前にもまして強調されるようになってきている〈家庭的〉という言葉は、政策をめぐる議論の中と養育者の語りの中とで、また施設養護の中と家庭養護の中とで異なる意味を持っていた。

第二に、政策をめぐる議論の中でも養育者の語りの中でも、〈家庭的〉と障害や非行経験、非虐待経験を待つ子どもに対してケアをする際の「専門性」とが、葛藤をはらみながら時に結びつけられたり時に切り離されたりするという複雑な関係性のうちにあった。

第三に、政策をめぐる議論（特に近年のそれ）の中でも養育者の語りの中でも、家庭のあり方がかつてと変わってきて多様になっているという理由から〈家庭的〉であることの意味を一義的に決めることの困難性を指摘する言説が多く確認された。

本報告での知見から、今後の代替養育のあり方を考えるにあたって何がいえるだろうか。本報告の内容からは〈家庭的〉な養育を目指すことの是非自体を問うことはできないが、代替養育のあり方を考えるために〈家庭的〉という言葉を使うときに留意すべきこととして、以下2点を指摘できる。

第一に、〈家庭的〉であることの意味の文脈依存的な多様性を改めて確認することである。本報告における分析では、政策をめぐる議論と養育者の語りとの間で、また施設養護—家庭養護の間で、〈家庭的〉の意味づけの傾向に差異があることが確認された。また本報告で引用した多くの言説が指摘しているように、〈家庭的〉概念の意味は時代によっても異なるだろう。学問的にも社会的にも「家庭」という概念の自明性に対してそれほど疑問が投げかけられていなかった1980年代以前と現代とでは、〈家庭的〉という言葉を使って家庭を参照することの意味合いは大きく変わってくる。〈家庭的〉概念を使用するときはこうしたことを踏まえ、代替養育のあり方について詳細に議論する際には時には〈家庭的〉概念はいったん脇におき、「小規模性」「継続性」「愛着関係」といった個別の性質それぞれについて検討する必要があるだろう。

第二に、〈家庭的〉という言葉で表現している望ましい養育のあり方と、1990年代以降「児童虐待」という言葉が社会的に広く認知を獲得していく中で（土屋 2016:170）重視されるようになってきている「専門的」な養育のあり方の関係性を再考することである。本報告と同様に代替養育の担い手である里親に対する聞き取り調査を行った安藤藍(2017b)でも、里親が家族的なケアと専門的なケアとの間で葛藤する様子が描かれている。〈家庭的〉な養育と専門性を活かした養育を共にこれからの望ましい養育のあり方として目指していくのならば、多義的な〈家庭的〉なあり方のうちどういった種類のものが専門的な養育と親和的で、どういった種類のものがそれと相反するのかを詳細に検討することは、今後の養育実践の方法を考えるために特に求められているといえるだろう。

謝辞 聞き取り調査で大変お世話になった養育者の皆様に、心より感謝申し上げます。

【文献】（二次文献のみ。一次資料として分析対象としたものは「研究の視点および方法」の欄に示した）

新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)『新しい社会的養育ビジョン』

安藤藍(2017a)「里親制度の規定する『家族』『家庭』像の変遷」公益財団法人家計経済研究所『季刊家計経済研究』113:71-83.

———(2017b)『里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯』ミネルヴァ書房.

厚生労働省(2019)『社会的養育の推進に向けて』

小山静子(1999)『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房.

牟田和恵(1996)『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.

落合恵美子(1985)「近代家族の誕生と終焉」『現代思想』13:6.

沢山美果子(1987)「近代的母親像の形成についての一考察——890—1990年代における育児論の展開」『歴史評論』443:63-81.

土屋敦(2014)『はじき出された子どもたち——社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.

———(2016)『『施設養護』での『育児規範の上昇』——一九六〇年代後半から七〇年代半を中心に』野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦『ハイブリッドな親子の社会学』——血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社,142-173.

藤間公太(2013)「子育ての脱家族化論をめぐる『家庭』ロジックの検討——社会的養護に関する議論を手がかりに」『家族研究年報』38:91-108.

———(2017)『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.

留岡幸助(1901)『家庭学校』警醒社書店.